静岡県卓球協会会費に関する細則

平成10年3月22日 制定 平成18年7月 8日 改正 平成30年5月20日 改正

(目的)

第1条 この細則は、静岡県卓球協会規則第26条に基づき、次のように定める。 (加盟の手続き)

第2条 加盟申請(登録)手続きは、団体(個人登録の場合は個人)毎に日本卓球協会 の「会員登録システム」により行う。

(会費の納入)

第3条 登録をする者は、会費(登録料)として毎年6月30日までに所定の額を、「会員 登録システム」指定の金融機関に納入するものとする。但し、追加登録の場合 は、その都度納入する。なお、会費(登録料)の納入は原則として一括納入と する。

(細則の改廃)

第4条 本細則の改廃は、静岡県卓球協会理事会の決議を得なければならない。

附 則

本細則は、会員登録システムが稼働する平成30年3月1日から適用する。

所定の額

単位:円

区分	種別	登録料 A
	第1種(一般)	3,000
	第2種(日学連)	1,600
	第3種(高体連)	1,200
	第4種(中学生)	1,000
選手	第5種(小学生以下)	1,000
	第6種(教職員)	3,000
	第7種(日本リーグ)	3,000
	第8種(役員)	1,500
役員	第8種(教職員)	1,500

Þ	7	訳
日本卓球協会	県卓球協会	支部 (納付金)
1,500	1,000	5 0 0
1,100	3 3 0	170
9 0 0	160	1 4 0
7 0 0	160	1 4 0
7 0 0	160	1 4 0
1,500	1,000	5 0 0
1,500	1,000	5 0 0
1,500	0	0
1,500	0	0

- *この額は、会員登録システムに表示される規定額を示す(規定上の額)。
- *各チームあるいは個人は、Aの金額を会員登録システムにより納入する。

【申し合わせ事項】

- ① 第2条に基づく加盟登録手続きが完了していない者は、本協会及び各地区卓球協会が主催する大会に出場することが出来ない。
- ② 大学生は、大学の所在地から「日学連」に登録する。なお、県外の大学生選手で、静岡県卓球協会が主催する大会に出場する場合は、本協会に仮加盟し登録料として 500円を納入する。
- ③ 高体連のチーム登録料(4,000円/チーム)は、高体連3支部毎に本協会に6月 30日までに納入する。
- ④ 高体連の監督は、全て役員登録をする。
- ⑤ 静岡県卓球協会は、納入された会費の内、支部納付金を「各支部の年度当初の事業 予算確保」のため、第1回目を前年度実績の60%程度を6月30日までに支部に 支払い、第2回目を9月末日までの実績から第1回目を差し引いた額を10月31 日までに支払う。また、県卓は10月以降の実績分を翌年の2月末日までに清算す る。

<参考>

登 録 料 内 訳

単位:円

区分	種別	登録料	日本卓球協会	県卓球協会	支部納付金
選手	第1種(一般)	3,000	1,200	1,300	5 0 0
	第2種(日学連)	1,600	9 3 0	5 0 0	170
	第3種(高体連)	1,200	760	3 0 0	1 4 0
	第4種(中学生)	1,000	5 6 0	3 0 0	1 4 0
	第5種(小学生以下)	1,000	5 6 0	3 0 0	1 4 0
	第6種(教職員)	3,000	1,200	1,300	5 0 0
	第7種(日本リーグ)	3,000	1,200	1,300	5 0 0
役員	第8種(役員)	1,500	1,200	1 6 0	1 4 0
	第8種(教職員)	1,500	1,200	1 6 0	1 4 0

*この表は、日本卓球協会からの県卓への還元金を加味した時、実際に分配される額を示す(実際の分配額)。

例えば、第1種の一般について、日本卓球協会の規定額は 1,500 円であるが、県卓への還元金が 300 円であるため、実際の分配は、日本卓球協会 1,200 円 (規定額 1,500 円 - 還元金 300 円) となり、県卓 1,300 円 (規定額 1,000 円+還元金 300 円) となる。なお、各種別の日本卓球協会からの県卓への還元金は、以下のとおりである。

区	分	種別	還 元 金
選手	第1種(一般)	300円	
	第2種(日学連)	170円	
	第3種(高体連)	1 4 0 円	
	第4種(中学生)	140円	
	第5種(小学生以下)	140円	
		第6種(教職員)	300円
		第7種(日本リーグ)	300円
役	員	第8種(役員)	300円
		第8種(教職員)	300円